平成２９年（フ）第２３０号
三重県四日市市万古町２番25―904号　レインボー阿倉川
債務者　山本　正則
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村林　敏也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２４３１号
札幌市豊平区平岸１条２丁目６番１―312号
債務者　明田　憲司
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮永　尊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１号
北海道旭川市７条西３丁目１番16号
債務者　荒　　康一
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
北海道斜里郡斜里町文光町５番地２　教員住宅10共４号、前住所北海道旭川市緑町14丁目2892番地の６　廣島実方
債務者　廣島　　晋
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　敏朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
長野県駒ヶ根市赤穂11678番地54
債務者　小暮　敏史
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２４号
富山県魚津市持光寺961番地２
債務者　窪田　和美
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　泰士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成３０年（フ）第５号
三重県志摩市磯部町穴川1214番地
債務者　村田　澤子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　大河
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第４１８号
岐阜県関市平成通１丁目６番22―302号
債務者　土士田明弘
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　謙史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第７２８号
埼玉県日高市大字高萩536番地56
債務者　中村　昭彦
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　静夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１２９号
北海道白老郡白老町高砂町１丁目５番14号、前住所北海道苫小牧市明野元町２丁目９番９号
債務者　坂上　真樹
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３６１号
盛岡市門１丁目11番３号　ＫＲＳ202号
債務者　松坂　孝志
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９５号
新潟県糸魚川市横町２丁目３番19号　ハイツクワトロ202号
債務者　冨里　悦子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１００号
新潟県上越市大字三伝671番地
債務者　大平　達也
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第４０３１号
大阪府枚方市宮之阪５丁目17番４号
債務者　渡部さより
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１２５号
大阪市平野区長吉六反３丁目８番15―602号
債務者　岡田　己恵
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０３４号
大阪市福島区海老江７丁目15番６号　ミヤコハイツ　Ｃ―101号
債務者　濱田　みほ（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１３６号
大阪市西成区天神ノ森１丁目13番26号
債務者　中村幸子こと　孫　　幸子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部